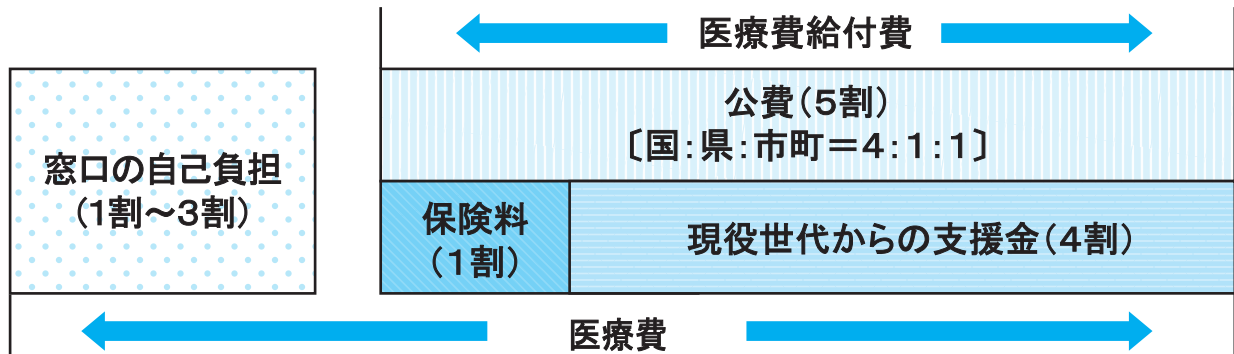


# 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

## 1 後期高齢者医療制度の財源

後期高齢者医療制度では、医療費から自己負担分を除いた費用の約5割を公費(国・県・市町)、約4割を現役世代からの支援金、約1割は皆さんからの保険料でまかなわれています。



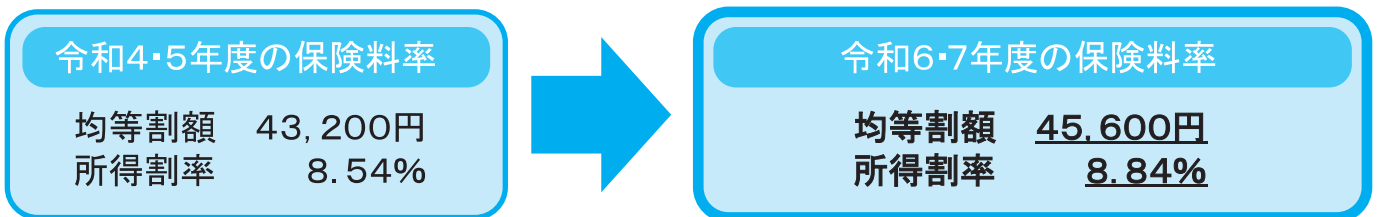
## 2 令和6・7年度の保険料率の改定

保険料率は2年に一度見直されます。

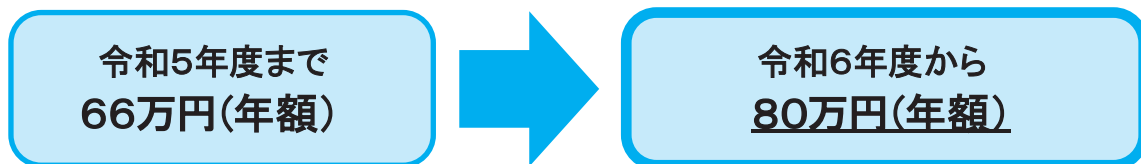
なお、保険料率は、栃木県内のいずれの市町にお住まいでも同じです。

令和6・7年度の保険料率については、後期高齢者負担率の見直しや出産育児一時金への支援等の制度改正などを踏まえ、次のとおり改定を行いました。

### (1) 保険料率



### (2) 保険料賦課限度額



#### 【保険料率が増加する理由】

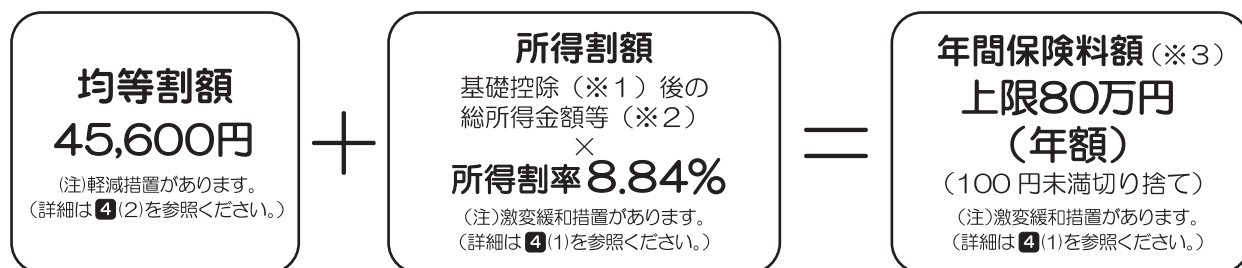
- 後期高齢者医療被保険者の増加に伴う医療費の増加のため。
- 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者負担率が11.72%から12.67%に改正されたため。
- 出産育児一時金に要する費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療被保険者も支援する仕組みへ改正されたため。

#### 【保険料率の上昇を抑える対策】

- 令和6・7年度の保険料率を算定するにあたっては、被保険者の負担軽減を図るため、剰余金を活用して保険料率の上昇を抑制する対策を講じました。

### 3 令和6年度の保険料

保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となり、**令和5年中の所得をもとに**、計算されます。所得とは、収入金額から必要経費（年金の場合は公的年金等控除額、給与収入の場合は給与所得控除額）を差し引いた金額になります。



- ※1 基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円で、2,400万円超で逡減され、2,500万円超でなくなります。
- ※2 基礎控除後の総所得金額等とは、前年の所得から算定した総所得金額、山林所得、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)
- ※3 年度の途中で被保険者資格を取得した場合、保険料は取得した月から月割で計算されます。後期高齢者医療制度に加入する前に加入していた保険と重複することはありません。

### 4 保険料の激変緩和と軽減措置

#### (1)制度改正に伴う激変緩和

令和6年度は、制度改正に伴う保険料の増加を抑える激変緩和措置があります。

1 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の方は、所得割率を8.54%とします。

2 令和6年3月31日時点で後期高齢者の資格を取得されている方と一定の障害により資格を取得する方については、賦課限度額を73万円とします。

#### (2)均等割額の軽減措置

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得金額の合計が以下の基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。

65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

なお、世帯は、その年度の4月1日(年度途中で資格取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。

7割軽減 [基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)] を超えない世帯

5割軽減 [基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (29.5万円 × 被保険者数)] を超えない世帯

2割軽減 [基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (54.5万円 × 被保険者数)] を超えない世帯

※給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数をいい、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

これらを世帯構成例ごとに計算し表にしますと次表のようになります。

世帯の総所得金額等の合計が記載してある金額以下の場合、それぞれの軽減に該当となります。

均等割額軽減に係る基準額(例)

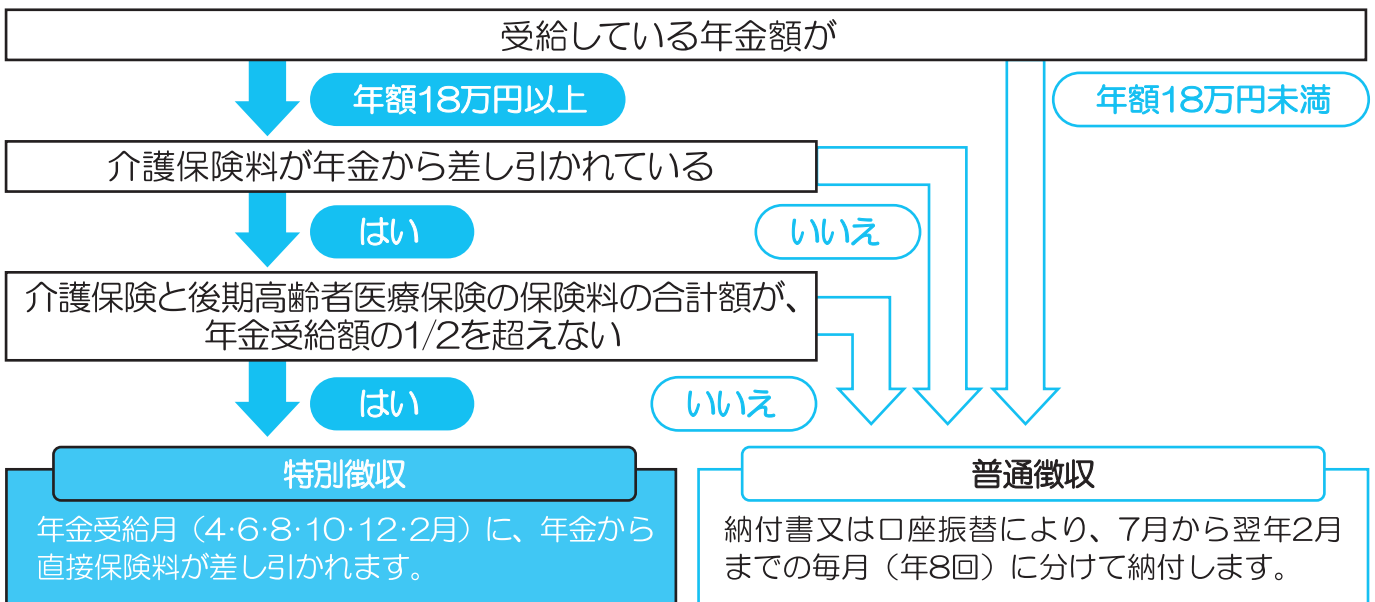
給与 所得者等の数	被保険者数	1人	2人	軽減割合
0人 または 1人		43万円以下	43万円以下	7割
		72万5千円以下	102万円以下	5割
		97万5千円以下	152万円以下	2割
2人		53万円以下	53万円以下	7割
		82万5千円以下	112万円以下	5割
		107万5千円以下	162万円以下	2割

(3)元被扶養者の方の軽減措置

元被扶養者の方については、所得割額の負担はなく、均等割額も2年間は5割軽減されます。  
 なお、元被扶養者の方が、(2)の軽減措置にも該当する場合は、高いほうの軽減割合が適用されます。

5 保険料の納め方

保険料は、受給している年金額などにより、特別徴収と普通徴収の2通りの納め方があります。対象となる年金額が**年額18万円未満**の方や、介護保険料とあわせて保険料が年金の**2分の1**を超える方は、納付書または口座振替での納付となります。



●普通徴収の場合は口座振替が便利です

口座振替の申込については、お住まいの市町担当窓口までご相談ください。  
 国民健康保険税を口座振替にされていた方でも、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、**再度手続きが必要です。**

●特別徴収を口座振替(普通徴収)へ変更できます

保険料を年金から差し引き(特別徴収)で納めている方で、口座振替(普通徴収)を希望する場合は、市町担当窓口にご相談ください。  
 ただし、納付状況によっては、口座振替等の変更ができない場合があります。

●要件を満たした場合は特別徴収になります

新たに加入される方の保険料は、加入された月の翌月以降に**普通徴収による納付となります。**  
 その後、特別徴収の要件を満たした場合には、年金からの差し引きへ納付方法が変更となります。

●保険料を滞納したときには、通常の保険証より有効期間の短い保険証が交付されることがあります。

## 6 保険料の計算例

(広域連合ホームページ内の保険料試算でも計算ができます。)



※下記の計算例はあくまでも一例です。個人の所得により、保険料額が変更になることがあります。

### 例1

夫婦二世帯(ともに75歳以上)で、夫が公的年金収入240万円のみ、妻は公的年金収入70万円のみの場合

• 軽減判定所得: 夫:  $240\text{万円} - 110\text{万円}(\text{※1}) - 15\text{万円}(\text{※2}) = 115\text{万円}$   
妻:  $70\text{万円} - 110\text{万円}(\text{※1}) - 15\text{万円}(\text{※2}) = 0\text{円}$ (マイナスの時は0円として計算します。)  
合計:  $115\text{万円}(\text{夫}) + 0\text{円}(\text{妻}) = 115\text{万円}$  **(2割軽減)**

#### • 夫の保険料額

均等割額:  $45,600\text{円} \times (1 - 0.2) = 36,480\text{円} \dots (A)$

所得割額:  $240\text{万円} - 110\text{万円} - 43\text{万円} = 87\text{万円}$

$87\text{万円} \times 8.84\% = 76,908\text{円} \dots (B)$

合計:  $(A) + (B) = 113,300\text{円}(\text{年額})$   
(100円未満切り捨て)

#### • 妻の保険料額

均等割額:  $36,480\text{円}(\text{夫と同額})$

所得割額: なし

合計: **36,400円(年額)**  
(100円未満切り捨て)

### 例2

夫婦二世帯(ともに75歳以上)で、夫が公的年金収入120万円+不動産所得90万円、妻は公的年金収入70万円のみの場合 ※令和6年度激変緩和対象の場合

• 軽減判定所得: 夫:  $120\text{万円} - 110\text{万円}(\text{※1}) - 15\text{万円}(\text{※2}) + 90\text{万円} = 90\text{万円}$   
妻:  $70\text{万円} - 110\text{万円}(\text{※1}) - 15\text{万円}(\text{※2}) = 0\text{円}$ (マイナスの時は0円として計算します。)  
合計:  $90\text{万円}(\text{夫}) + 0\text{円}(\text{妻}) = 90\text{万円}$  **(5割軽減)**

#### • 夫の保険料額

均等割額:  $45,600\text{円} \times (1 - 0.5) = 22,800\text{円} \dots (A)$

所得割額:  $120\text{万円} - 110\text{万円} + 90\text{万円} - 43\text{万円} = 57\text{万円}$

$57\text{万円} \times 8.54\% = 48,678\text{円} \dots (B)$

合計:  $(A) + (B) = 71,400\text{円}(\text{年額})$   
(100円未満切り捨て)

#### • 妻の保険料額

均等割額:  $22,800\text{円}(\text{夫と同額})$

所得割額: なし

合計: **22,800円(年額)**  
(100円未満切り捨て)

### 例3

夫婦(ともに75歳以上)で夫が公的年金収入240万円、妻が公的年金収入70万円、世帯主が子(45歳)で給与収入410万円の場合

• 軽減判定所得: 夫:  $240\text{万円} - 110\text{万円}(\text{※1}) - 15\text{万円}(\text{※2}) = 115\text{万円}$   
妻:  $70\text{万円} - 110\text{万円}(\text{※1}) - 15\text{万円}(\text{※2}) = 0\text{円}$ (マイナスの時は0円として計算します。)

【世帯主】子:  $410\text{万円} - 126\text{万円}(\text{※3}) = 284\text{万円}$

合計:  $115\text{万円}(\text{夫}) + 0\text{円}(\text{妻}) + 284\text{万円}(\text{子}) = 399\text{万円}$  **(軽減非該当)**

#### • 夫の保険料額

均等割額:  $45,600\text{円} \dots (A)$

所得割額:  $240\text{万円} - 110\text{万円} - 43\text{万円} = 87\text{万円}$

$87\text{万円} \times 8.84\% = 76,908\text{円} \dots (B)$

合計:  $(A) + (B) = 122,500\text{円}(\text{年額})$   
(100円未満切り捨て)

#### • 妻の保険料額

均等割額:  $45,600\text{円}(\text{夫と同額})$

所得割額: なし

合計: **45,600円(年額)**  
(100円未満切り捨て)

※1 65歳以上で公的年金収入金額が330万円未満のため、公的年金等控除額は110万円となります。

※2 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額が軽減判定所得になります。

※3 給与収入が360万円以上660万円未満のため、給与所得控除額は126万円となります。

お問い合わせは  
栃木県後期高齢者医療広域連合  
またはお住まいの市町の担当窓口  
まで



栃木県後期高齢者医療広域連合  
電話028-627-6805  
ホームページ<https://www.kouikirengo-tochigi.jp/>  
Email: [hokenryo@kouikirengo-tochigi.jp](mailto:hokenryo@kouikirengo-tochigi.jp)

